

内閣参質二一七第二三一号

令和七年七月一日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員水野素子君提出有識者会議等の委員の選任基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員水野素子君提出有識者会議等の委員の選任基準に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「有識者会議等」、「委員」及び「客観性」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成十一年四月二十七日閣議決定）別紙四の「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」にいう「懇談会等行政運営上の会合」（以下「懇談会等」という。）については、行政運営上の参考に資するため、大臣等有識者等の参集を求めるものであることから、その有識者等の人選については、懇談会等を開催する各大臣等有識者等有する識見等を総合的に判断し、その責任において行うべきものであり、また、その選定理由について、各大臣等において適切に説明できることが必要である。

このことから、有識者等のお尋ねの「選考の透明性」については、各大臣等において適切に確保すべきものと考えており、また、お尋ねのように「選任基準」について「政府統一の指針を定める」ことやお尋ねのような「制度を導入」することは考えていない。

懇談会等の有識者等のお尋ねの「任期」については、懇談会等は、行政運営上の参考に資するため、大臣等有識者等の参集を求めるものであり、「任期」という考えにはなじまないことから、お尋ねのように

「政府統一の指針を定める」ことは考えていない。